



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1524	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	1
1525	保安林の指定の解除予定	(").....	2
1526	保安林の指定	(").....	2
1527	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
1528	"	(").....	3
1529	"	(").....	3
1530	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	3
1531	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
1532	"	(").....	4
1533	"	(").....	4
1534	平成24年和歌山県告示第588号（漁業災害補償法の規定による区域の設定）の一部改正	(水産振興課).....	5
1535	和歌山県が発注する建設工事の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者に必要な資格等	(技術調査課).....	5
1536	和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等	(").....	8
1537	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11
1538	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	11

○ 監査公表

監査公表第28号	14
----------	-------	----

○ 海区漁業調整委員会指示

3 イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止	15
-------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1524号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 新宮市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1525号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字小引字田子谷557の8、557の9、574（次の図に示す部分に限る。）、577の2、577の3

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1526号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市龍神村殿原字宮ノ谷北原1264（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1527号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1528号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1529号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1530号

令和2年和歌山県告示第1345号（以下「告示第1345号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
森田一平
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1345号のとおり

和歌山県告示第1531号

令和2年農林水産省告示第2207号（以下「告示第2207号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
石垣均
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第2207号のとおり

和歌山県告示第1532号

令和2年農林水産省告示第2283号（以下「告示第2283号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
倉家サチ子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第2283号のとおり

和歌山県告示第1533号

令和2年和歌山県告示第1403号（以下「告示第1403号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
稲垣治
岩見榮長

岡本芳清
栗林良生
小西鑑爾
馬場茂隆
廣田茂夫
堀川寧子

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1403号のとおり

和歌山県告示第1534号

平成24年和歌山県告示第588号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン」を「有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン」に改める。

和歌山県告示第1535号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和3年5月1日から令和5年5月31日までの期間、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する県外に主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）を有する建設業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 建設工事に係る工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからチまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされて

いないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日（（2）に定める審査基準日をいう。以下同じ。）において1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ キ又はサに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

ス 和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていないもの

セ 主たる営業所又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合でその営業所が別途定める基準を満たさないときにおける県の指導に従わない者

ソ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないもの

タ 申請時点で有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知における業種の平均完成工事高が250万円以下のもの

チ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入であるもの（法令の規定により適用を除外されるものを除く。）

(2) 審査基準日

審査基準日は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日とする。

ア 定期の申請をする者 令和3年1月1日

イ 追加の申請をする者 令和4年1月1日

(3) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請及び提出の方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期

提出時期は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

ア 定期の申請をする者 令和3年1月14日から令和3年2月2日まで

イ 追加の申請をする者 令和4年1月20日から令和4年2月2日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）
- イ 地方基準点数一覧表
- ウ 和歌山県内営業所情報一覧表
- エ 契約先営業所情報一覧表
- オ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- カ 受付票
- キ 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- ク 総合評定値通知書の写し
- ケ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日は審査基準日の3か月前の日以降のもの）の写し
- コ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- サ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- シ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、（2）又は変更届出書の写し
- ス 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する者は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
- セ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所を有する者を対象とする。）の写し
- ソ 和歌山県内に工場を有する者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
 - （ア）健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）
 - （イ）健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）
 - （ウ）住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- タ 委任状（代理人を置く場合）

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請及び提出の方法

申請は、和歌山県電子申請サービス（<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>）又は書面により行うものとする。

なお、書面の提出は、和歌山県県土整備部技術調査課建設業班あてに書留郵便で郵送することとし、持参による提出は認めない。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）の2に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

- (1) 定期の申請をする者 令和3年5月1日から令和5年5月31日まで
- (2) 追加の申請をする者 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

和歌山県告示第1536号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和3年5月1日から令和5年5月31日までの期間、和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 建設工事に係る委託業務の業種区分

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからクまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者（1に規定する建設工事に係る委託業務の全部又は一部を営む者をいう。以下同じ。）のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者（以下「県外業者」という。）の資格は、この（1）本文に規定する資格を有し、かつ、次のタからテまでのうち希望する業務に係る資格に該当する者であることとし、その資格審査の申請をすることができる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税（県内に営業所を有する者に限る。）又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

- ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日（（2）に定める審査基準日をいう。以下同じ。）において1年を経過しない者
- サ 申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者又は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- シ キ又はサに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者
- ス 主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- セ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者
- ソ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者
- タ 測量業務（航空測量）を希望する者で、測量法第55条の2第5号の主として請け負う測量の種類が航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）であって、使用する測量士を10名以上有する者
- チ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、属する一級建築士を20名以上有する者
- ツ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者で、使用する技術士を5名以上有する者
- テ 補償関係コンサルタント業務を希望する者で、補償業務管理者及び補償業務管理士を合わせて5名以上有する者。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねるものの人数については、1名として取扱う。

(2) 審査基準日

審査基準日は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める日とする。

- ア 定期の申請をする者 令和3年1月1日
- イ 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和3年6月1日
- ウ 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和3年9月1日
- エ 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和3年12月1日
- オ 第4回追加の申請をする者 令和4年3月1日
- カ 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和4年6月1日
- キ 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和4年9月1日

(3) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

- ア 審査基準日の直前に終了した事業年度における希望する業務区分ごとの実績高
- イ 審査基準日の直前に終了した事業年度における自己資本額
- ウ 審査基準日における有資格者の数
- エ 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請及び申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める期間とする。

- ア 定期の申請をする者 令和3年1月14日から同年2月2日まで
- イ 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和3年6月11日から同月24日まで

- ウ 第2回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和3年9月10日から同月24日まで
- エ 第3回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和3年12月10日から同月23日まで
- オ 第4回追加の申請をする者 令和4年3月11日から同月24日まで
- カ 第5回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和4年6月10日から同月23日まで
- キ 第6回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和4年9月9日から同月22日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書(測量及び設計コンサルタント等業務業者)
- イ 契約先営業所情報一覧表
- ウ 入札希望等一覧表
- エ 技術資格者一覧表(県外業者に限る。)
- オ 代表者・役員等調書
- カ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- キ 受付票
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの)の写し
- ケ 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの)の写し
- コ 直近1年の事業年度における財務諸表
- サ 商業登記全部事項証明書の写し(申請者が法人の場合に限る。)
- シ 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
- ス 現況報告書の副本の写し(国土交通省に建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定に基づく登録を行っている場合に限る。)
- セ 県外業者は、エに記載する職員について、次の(ア)又は(イ)のいずれかの書面の写し
 - (ア) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書)
 - (イ) 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
- ソ 県外業者は、エに記載する者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- タ 主たる営業所の外観の写真(看板の確認ができるもの)及び内部(机、椅子及び帳簿等)の写真
- チ 測量業者登録申請書及び別表の写し(航空測量(測量業務)を希望する県外業者に限る。)
- ツ 委任状(代理人を置く場合)

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請及び提出の方法

申請は、和歌山県電子申請サービス(<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>)又は書面により行うものとする。

なお、書面の提出は、和歌山県県土整備部技術調査課建設業班あてに書留郵便で郵送することとし、持参による提出は認めない。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、次の（1）から（7）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（1）から（7）までに定める期間とする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

- (1) 定期の申請をする者 令和3年5月1日から令和5年5月31日まで
- (2) 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和3年9月1日から令和5年5月31日まで
- (3) 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和3年12月1日から令和5年5月31日まで
- (4) 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和4年3月1日から令和5年5月31日まで
- (5) 第4回追加の申請をする者 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで
- (6) 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和4年9月1日から令和5年5月31日まで
- (7) 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和4年12月1日から令和5年5月31日まで

和歌山県告示第1537号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3482	海南市鳥居字東山田443番2の一部、448番3の一部、宇丹嶽471番2の一部、水路	和歌山市和歌川町9番36号 株式会社カリフ興産 代表取締役 南武雄	令和 2. 11. 27	5.00	62.10
				}	
				6.00	42.32
				4.00	
}	5.00				

和歌山県告示第1538号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年12月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

キ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

ク 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

- (3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年12月15日（火）から令和3年1月5日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5の（1）のアに掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年12月15日（火）から令和3年1月

6日（水）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和3年1月8日（金）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の配布場所

5の（1）のアに同じ。

5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

（1）公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の（1）に掲げる申請書類を、令和2年12月15日（火）から令和3年1月12日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年1月12日（火）午後4時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

（2）和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

（1）のアに同じ。

イ 提出期間

3の（2）に掲げる申請書類を、（1）の資格審査申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和3年2月2日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年2月2日（火）午後4時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査の結果通知

（1）5の（1）の結果通知

郵便により令和3年1月29日（金）までに通知する。

（2）5の（2）の結果通知

郵便により令和3年2月8日（月）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

令和3年2月8日（月）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和3年2月19日（金）午後4時まで

（2）（1）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（3）（1）のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア （1）のアに対する回答

令和3年2月10日（水）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和3年2月24日（水）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1)のアに掲げる場所とする。

監査公表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月15日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和2年11月5日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域振興部

現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 有田振興局健康福祉部

生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 債権管理簿を作成していなかった。

- b 納期限後20日以内に督促状を発していなかった。
- ウ 有田振興局建設部
 - (ア) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 車両管理者の確認がなされていなかった。
 - b 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。
 - (イ) 低入札価格調査対象工事において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 下請契約に係る増額等の変更内容を確認していなかった。
 - b 工事完了後、請負業者から調査表を徴しておらず、下請代金の支払状況等の確認ができていなかった。
- エ 紀中県税事務所
 - 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 現金出納簿の受入者名が、収納日当日不在の者となっていた。
 - b 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。
- オ 和歌山県立箕島高等学校
 - 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- カ 和歌山県立たちばな支援学校
 - 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

令和2年12月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 指示の内容

2の期間内は、(1)に掲げる区域内にあってはイサキを、(2)に掲げる区域内にあっては全ての水産動物物を採捕してはならない。

(1) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
御坊市名田沖	ア	33度50.122分	135度09.918分
	イ	33度50.123分	135度10.064分
	ウ	33度49.980分	135度10.066分
	エ	33度49.979分	135度09.919分
印南町印南沖	ア	33度48.332分	135度12.931分
	イ	33度48.272分	135度13.086分
	ウ	33度48.161分	135度13.025分
	エ	33度48.221分	135度12.870分
印南町島田沖	ア	33度46.725分	135度15.025分
	イ	33度46.602分	135度15.026分

	ウ	33度46.602分	135度14.879分
	エ	33度46.724分	135度14.878分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
御坊市名田沖	ア	33度50.079分	135度09.970分
	イ	33度50.080分	135度10.013分
	ウ	33度50.023分	135度10.014分
	エ	33度50.023分	135度09.971分
印南町印南沖	ア	33度48.275分	135度12.957分
	イ	33度48.251分	135度13.017分
	ウ	33度48.219分	135度12.999分
	エ	33度48.243分	135度12.938分
印南町島田沖	ア	33度46.681分	135度14.973分
	イ	33度46.645分	135度14.974分
	ウ	33度46.645分	135度14.931分
	エ	33度46.681分	135度14.930分
田辺市目良沖	ア	33度43.691分	135度20.640分
	イ	33度43.635分	135度20.754分
	ウ	33度43.712分	135度20.808分
	エ	33度43.768分	135度20.695分
白浜町瀬戸沖	ア	33度41.036分	135度19.842分
	イ	33度40.938分	135度19.928分
	ウ	33度41.023分	135度20.066分
	エ	33度41.121分	135度19.980分

(数値はいずれも世界測地系)

2 指示の期間

令和3年1月1日から令和4年12月31日まで